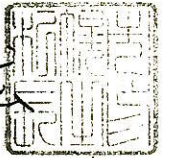


札幌市立学校教育職員の給与に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月12日

札幌市長

秋元克広



札幌市条例第41号

札幌市立学校教育職員の給与に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部を改正する条例

(札幌市立学校教育職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 札幌市立学校教育職員の給与に関する条例(平成28年条例第48号)の一部を次のように改正する。

- (1) 第4条中「定年前再任用短時間勤務職員の欄」を「定年前再任用短時間勤務職員の項」に改める。
- (2) 第27条第2項中「100分の120」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の67.5」を「100分の70」に改める。
- (3) 第30条第2項第1号中「100分の100」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の50」に改める。
- (4) 附則に次の1条を加える。

(令和5年度における通勤手当の特例)

第19条 令和5年4月から令和6年3月までの通勤について支給する通勤手当に係る第20条第1項の規定の適用については、同項中「及び第25条の5」とあるのは、「及び第25条の5並びに附則第18項」とする。

(5) 別表1及び別表2を次のように改める。

別表 1

教育職給料表（高等学校、特別支援学校等）

教育職員の 区分	職務の 級 号俸	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任 用短時間勤 務職員以外 の教育職員		円	円	円	円	円
	1	177,200	219,700	274,900	337,600	418,700
	2	178,700	221,400	277,200	339,600	420,500
	3	180,300	222,900	279,500	341,600	422,300
	4	181,800	224,400	281,600	343,600	423,900
	5	183,400	226,100	283,800	345,600	425,400
	6	185,300	227,400	286,000	347,200	426,900
	7	187,100	228,600	288,200	348,800	428,700
	8	189,000	229,900	290,300	350,300	430,500
	9	190,700	231,600	292,400	351,800	432,200
	10	192,800	233,300	294,700	353,800	434,000
	11	194,800	235,000	297,000	355,800	435,900
	12	196,800	236,600	299,100	357,700	437,700
	13	198,800	238,100	301,300	359,600	439,400
	14	200,900	240,100	303,100	361,500	441,300
	15	203,000	242,000	304,900	363,300	443,100
	16	205,100	243,900	306,600	364,900	445,000
	17	207,300	245,600	308,200	366,500	446,700
	18	209,400	248,000	310,400	368,300	448,500
	19	211,600	250,400	312,500	370,100	450,300
	20	213,500	252,800	314,800	371,900	452,100
	21	215,700	255,200	316,800	373,500	453,700
	22	217,300	257,600	319,000	375,400	455,400
	23	218,800	259,900	321,200	377,100	457,300
	24	220,300	262,100	323,500	378,800	459,000
	25	221,800	264,300	325,700	380,100	460,700
	26	223,000	266,500	327,900	381,900	462,300
	27	224,200	268,900	330,000	383,700	463,900
	28	225,500	271,000	332,000	385,600	465,400
	29	226,800	273,300	334,000	387,400	466,900
	30	228,300	275,600	335,400	389,200	468,200
	31	229,900	277,800	336,800	391,100	469,500
	32	231,300	279,900	338,400	393,000	470,800
	33	232,700	282,000	339,900	394,600	472,000
	34	234,400	284,200	341,900	396,300	472,700
	35	236,200	286,300	344,000	397,900	473,400
	36	237,700	288,200	345,800	399,600	474,100
	37	239,100	290,300	347,700	400,800	474,700
	38	240,600	292,000	349,600	402,200	475,400
39	242,100	293,800	351,500	403,600	476,100	

40	243,600	295,500	353,400	405,000	476,800
41	245,000	296,800	355,300	406,600	477,400
42	246,300	298,800	357,200	408,000	478,100
43	247,500	300,700	359,100	409,300	478,800
44	248,600	302,700	361,000	410,700	479,500
45	249,700	304,700	362,800	412,100	480,100
46	250,900	306,800	364,700	413,400	480,800
47	252,100	309,000	366,600	414,900	481,500
48	253,100	311,200	368,500	416,400	482,200
49	254,200	313,300	370,100	418,000	482,800
50	255,500	315,600	371,900	419,400	
51	256,700	317,800	373,800	421,000	
52	258,000	319,900	375,800	422,500	
53	259,100	322,000	377,600	424,200	
54	260,300	323,500	379,400	425,700	
55	261,600	325,000	381,100	427,300	
56	262,600	326,500	382,700	428,900	
57	263,700	328,200	384,200	430,400	
58	264,400	330,200	385,800	431,900	
59	265,400	332,200	387,400	433,100	
60	266,400	334,100	389,000	434,300	
61	267,300	335,900	390,200	435,500	
62	268,100	337,900	391,600	436,800	
63	268,900	339,900	393,000	438,100	
64	269,700	341,800	394,300	439,300	
65	270,800	343,500	395,500	440,500	
66	272,100	345,500	396,700	441,700	
67	273,400	347,500	398,000	442,900	
68	274,700	349,500	399,300	444,100	
69	275,900	351,300	400,600	445,300	
70	277,100	353,200	401,900	446,500	
71	278,300	355,100	403,300	447,700	
72	279,500	357,000	404,500	448,900	
73	280,500	358,600	405,700	450,000	
74	281,500	360,500	407,100	450,600	
75	282,500	362,300	408,500	451,100	
76	283,400	364,200	409,800	451,600	
77	284,300	366,000	411,000	452,100	
78	285,200	367,700	412,200	452,700	
79	286,100	369,300	413,500	453,200	
80	287,000	370,900	414,900	453,700	
81	287,800	372,300	416,200	454,200	
82	288,900	373,800	417,400	454,800	
83	289,900	375,200	418,400	455,300	
84	290,900	376,500	419,600	455,800	

85	291,900	377,600	420,800	456,300
86	292,900	379,000	422,000	456,900
87	293,900	380,400	423,200	457,400
88	294,900	381,700	424,200	457,900
89	296,000	382,900	425,300	458,400
90	297,100	384,200	426,300	
91	298,200	385,300	427,300	
92	299,200	386,500	428,300	
93	299,700	387,700	429,200	
94	300,700	388,800	430,000	
95	301,800	390,000	430,800	
96	303,000	391,200	431,600	
97	304,000	392,600	432,400	
98	305,100	393,600	432,800	
99	306,100	394,600	433,200	
100	307,100	395,600	433,600	
101	307,900	396,500	434,000	
102	309,000	397,500	434,300	
103	310,000	398,600	434,600	
104	311,000	399,700	434,800	
105	311,600	400,400	435,100	
106	312,500	401,300	435,400	
107	313,300	402,200	435,700	
108	314,100	403,100	435,900	
109	314,800	403,900	436,100	
110	315,200	404,800	436,400	
111	315,600	405,600	436,700	
112	316,100	406,400	436,900	
113	316,600	407,000	437,100	
114	317,000	407,700	437,400	
115	317,500	408,400	437,700	
116	317,900	409,100	437,900	
117	318,400	409,700	438,100	
118	318,900	410,200		
119	319,300	410,600		
120	319,800	411,000		
121	320,300	411,300		
122	320,700	411,600		
123	321,200	411,900		
124	321,700	412,100		
125	322,300	412,300		
126	322,600	412,600		
127	322,900	412,900		
128	323,200	413,100		
129	323,400	413,300		
130	323,700	413,600		

	131	324,000	413,900			
	132	324,300	414,100			
	133	324,500	414,300			
	134	324,700	414,600			
	135	324,900	414,900			
	136	325,200	415,100			
	137	325,500	415,300			
	138	325,700	415,600			
	139	326,000	415,900			
	140	326,300	416,100			
	141	326,500	416,300			
	142	326,700	416,600			
	143	327,000	416,900			
	144	327,200	417,100			
	145	327,500	417,300			
	146	327,700				
	147	328,000				
	148	328,300				
	149	328,500				
	150	328,700				
	151	329,000				
	152	329,300				
	153	329,500				
定年前再任用短時間勤務職員		235,000	275,300	304,000	332,200	416,600

備考

- 1 この表は、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に勤務する教育職員（教育職給料表（小学校、中学校、幼稚園等）の適用を受ける者を除く。）に適用する。
- 2 この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が3級である者の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表 2

教育職給料表 (小学校、中学校、幼稚園等)

教育職員の 区分	職務の 級 号俸	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任 用短時間勤 務職員以外 の教育職員		円	円	円	円	円
	1	177,200	193,400	274,900	303,200	408,500
	2	178,700	195,500	277,200	305,800	410,000
	3	180,300	197,600	279,500	308,600	411,500
	4	181,800	199,800	281,600	311,000	412,900
	5	183,400	201,900	283,800	313,300	414,200
	6	185,300	204,000	286,000	315,400	415,600
	7	187,100	206,100	288,200	317,500	417,000
	8	189,000	208,200	290,300	319,600	418,400
	9	190,700	210,400	292,400	321,600	419,800
	10	192,800	212,800	294,700	323,800	421,200
	11	194,800	215,100	297,000	326,100	422,600
	12	196,800	217,300	299,100	328,400	423,900
	13	198,800	219,700	301,300	330,600	425,200
	14	200,900	221,400	303,100	332,400	426,600
	15	203,000	222,900	304,900	334,200	428,000
	16	205,100	224,400	306,600	335,900	429,400
	17	207,300	226,100	308,200	337,600	430,600
	18	209,400	227,400	310,400	339,600	431,900
	19	211,600	228,600	312,500	341,600	433,100
	20	213,500	229,900	314,800	343,600	434,400
	21	215,700	231,600	316,800	345,600	435,500
	22	217,300	233,300	319,000	347,200	436,700
	23	218,800	235,000	321,200	348,800	438,000
	24	220,300	236,600	323,500	350,300	439,300
	25	221,800	238,100	325,700	351,800	440,600
	26	222,900	240,100	327,900	353,600	441,800
	27	224,000	242,000	330,000	355,300	442,800
	28	225,200	243,900	332,000	357,000	443,900
	29	226,700	245,600	334,000	358,600	445,100
	30	228,200	248,000	335,400	360,200	445,900
	31	229,700	250,400	336,800	361,800	446,700
	32	231,200	252,800	338,400	363,300	447,600
	33	232,500	255,200	339,900	364,600	448,500
	34	234,100	257,600	341,900	366,100	449,000
	35	235,800	259,900	344,000	367,600	449,500
	36	237,200	262,100	345,800	369,300	450,000
	37	238,500	264,300	347,600	371,000	450,500
	38	239,900	266,500	349,300	372,500	451,000
39	241,300	268,900	351,000	373,800	451,500	

40	242,700	271,000	352,600	375,200	452,000
41	244,000	273,300	354,100	376,300	452,500
42	245,300	275,600	355,800	377,700	453,000
43	246,500	277,800	357,400	379,100	453,500
44	247,800	279,900	359,000	380,600	454,000
45	249,100	282,000	360,700	382,000	454,500
46	250,400	284,200	362,400	383,600	455,000
47	251,600	286,300	363,700	385,100	455,500
48	252,700	288,200	365,100	386,600	456,000
49	253,800	290,300	366,300	387,900	456,500
50	255,100	292,000	367,800	389,400	
51	256,400	293,800	369,400	390,800	
52	257,400	295,500	370,900	392,100	
53	258,500	296,800	372,300	393,300	
54	259,900	298,800	373,800	394,600	
55	260,900	300,700	375,300	395,700	
56	261,900	302,700	376,700	396,800	
57	262,900	304,700	378,100	398,000	
58	263,900	306,800	379,500	399,200	
59	264,900	309,000	380,800	400,400	
60	265,900	311,200	382,100	401,600	
61	266,800	313,300	383,000	402,700	
62	267,500	315,600	384,200	403,700	
63	268,200	317,800	385,300	405,000	
64	268,800	319,900	386,400	406,200	
65	269,500	322,000	387,200	407,400	
66	270,700	323,500	388,300	408,500	
67	271,800	325,000	389,300	409,600	
68	272,900	326,500	390,300	410,700	
69	274,200	328,200	391,400	411,700	
70	275,600	330,200	392,400	412,900	
71	276,800	332,200	393,500	414,100	
72	278,000	334,100	394,600	415,300	
73	278,800	335,900	395,600	415,900	
74	279,700	337,900	396,700	416,700	
75	280,700	339,800	397,800	417,400	
76	281,700	341,700	398,800	417,900	
77	282,600	343,400	399,700	418,200	
78	283,600	345,200	400,600	418,600	
79	284,700	346,900	401,600	419,000	
80	285,500	348,600	402,600	419,400	
81	286,300	350,400	403,400	419,700	
82	287,100	352,100	404,200	420,100	
83	287,900	353,500	404,900	420,500	
84	288,700	355,100	405,700	420,800	

85	289,600	356,300	406,400	421,100
86	290,400	357,900	407,200	421,500
87	291,100	359,400	407,900	421,900
88	291,900	360,900	408,600	422,200
89	292,800	362,200	409,200	422,500
90	293,700	363,500	409,900	422,800
91	294,600	364,800	410,400	423,100
92	295,300	366,200	411,100	423,300
93	295,600	367,600	411,500	423,500
94	296,300	368,900	411,900	423,800
95	297,000	370,100	412,200	424,100
96	297,700	371,200	412,500	424,300
97	298,400	372,200	412,700	424,500
98	299,200	373,200	413,000	424,800
99	300,000	374,200	413,300	425,100
100	300,700	375,100	413,500	425,300
101	301,400	375,900	413,700	425,500
102	301,800	376,900	414,000	425,800
103	302,200	377,800	414,300	426,100
104	302,600	378,700	414,500	426,300
105	302,800	379,500	414,700	426,500
106	303,100	380,400	415,000	
107	303,400	381,300	415,300	
108	303,600	382,200	415,500	
109	303,800	383,000	415,700	
110	304,000	384,000	416,000	
111	304,300	384,900	416,300	
112	304,600	385,800	416,500	
113	304,800	386,400	416,700	
114	305,000	387,300	417,000	
115	305,200	388,200	417,300	
116	305,500	389,100	417,500	
117	305,800	389,900	417,700	
118	306,000	390,600		
119	306,300	391,400		
120	306,600	392,200		
121	306,800	392,800		
122	307,000	393,600		
123	307,200	394,300		
124	307,500	395,000		
125	307,800	395,600		
126		396,300		
127		396,800		
128		397,400		
129		398,100		
130		398,700		

	131		399,200			
	132		399,700			
	133		400,000			
	134		400,300			
	135		400,600			
	136		400,900			
	137		401,200			
	138		401,500			
	139		401,800			
	140		402,100			
	141		402,400			
	142		402,700			
	143		403,000			
	144		403,300			
	145		403,500			
	146		403,800			
	147		404,100			
	148		404,300			
	149		404,500			
	150		404,800			
	151		405,100			
	152		405,300			
	153		405,500			
	154		405,800			
	155		406,100			
	156		406,300			
	157		406,500			
定年前再任用短時間勤務職員		226,200	272,100	299,100	325,500	406,600

備考

- この表は、小学校、中学校、義務教育学校及び幼稚園に勤務する教育職員並びに中等教育学校に勤務する教諭及び講師のうち、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）による高等学校の教諭の免許状を有しない者及び中等教育学校の後期課程の教科を担当せず、かつ、進路指導その他当該中等教育学校の後期課程における業務に従事しない者に適用する。
- この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が3級である者の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

第2条 札幌市立学校教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

- (1) 第27条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の70」を「100分の68.75」に改める。
- (2) 第30条第2項第1号中「勤勉手当基礎額」の次に「にそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した教育職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において当該教育職員が受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額」を加え、「100分の105」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の48.75」に改め、同条第3項中「（退職し、又は死亡した教育職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）」及び「及び扶養手当」を削り、「並びにこれら」を「及びこれ」に改める。

（地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部改正）

第3条 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和4年条例第50号）の一部を次のように改正する。

- (1) 附則第17条中「第13条の規定による改正後の」を削り、「改正教育給与条例」を「教育給与条例」に、「274,300」を「275,300」に、「277,700」を「278,700」に、「271,100」を「272,100」に、「274,500」を「275,500」に改め、同条に次の1項を加える。
 - 2 暫定再任用教育職員（附則第3条第1項又は第2項の規定により採用された者に限る。）の給料月額について、前項の規定により教育給与条例第4条の規定を準用する場合においては、同条中「給料月額に、教育勤務条件条例第2条第1項において準用する市勤務条件条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項の規定により定められたその職務が当該定年前再任用短時間勤務職員の職と同種のものを占める常時勤務を要する教育職員の勤務時

間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」とあるのは、「給料月額」と読み替えるものとする。

(2) 附則第18条中「改正教育給与条例」を「教育給与条例」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、札幌市職員給与条例等の一部を改正する条例（令和5年条例第28号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条中札幌市立学校教育職員の給与に関する条例（以下「教育給与条例」という。）第27条第2項及び第3項の改正規定、教育給与条例第30条第2項第1号の改正規定（「100分の105」を「100分の102.5」に改める部分に限る。）並びに同項第2号の改正規定 令和6年4月1日

(2) 第2条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第3条の規定 令和7年12月1日

2 第1条の規定による改正後の教育給与条例（以下「第1条改正後教育給与条例」という。）附則第19条、別表1及び別表2の規定並びに第3条の規定による改正後の地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（以下「改正後の整備条例」という。）附則第17条第1項の規定は令和5年4月1日から、第1条改正後教育給与条例第27条第2項及び第3項並びに第30条第2項の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 第1条改正後教育給与条例又は改正後の整備条例の規定を適用する場
合においては、第1条の規定による改正前の教育給与条例又は第3条の規定
による改正前の地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の
整備等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条改
正後教育給与条例又は改正後の整備条例の規定による給与の内払とみなす。

(令和7年12月から令和10年12月までの間に支給する勤勉手当に関する経過措置)

第3条 令和7年12月から令和10年12月までの間に支給する勤勉手当に係る第2条の規定による改正後の教育給与条例第30条第2項第1号の規定の適用については、同号中「当該教育職員の勤勉手当基礎額にそれぞれ」とあるのは「それぞれ」と、「扶養手当の月額及びこれ」とあるのは「給料及び扶養手当の月額並びにこれら」と、「合計額を加算した額」とあるのは「合計額」とする。

2 次の表の左欄に掲げる勤勉手当を当該勤勉手当に係る基準日（教育給与条例第30条第1項に規定する基準日をいう。）現在（退職し、又は死亡した教育職員（教育給与条例第1条に規定する教育職員をいう。以下同じ。）にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において扶養手当を受けるべき教育職員に支給する場合における第2条の規定による改正後の教育給与条例第30条第3項の規定の適用については、同欄に掲げる勤勉手当の区分に応じ、同項中「の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和7年12月に支給する勤勉手当	及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額から、3,500円及び3,500円にその基準日現在において第16条において準用する市給与条例第22条第1項の規定により当該教育職員に適用される地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額を除いた額
令和8年6月又は同年12月に支給する勤勉手当	及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額から、7,000円及び7,000円にその基準日現在において第16条において準用する市給与条例第22条第1項の規定により当該教育職員に適用される地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額を除いた額
令和9年6月又は同年12月に支給する勤勉手当	及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額から、12,000円及び12,000円にその基準日現在において第16条において準用する市給与条例第22条第1項の規定により当

	<p>該教育職員に適用される地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額(当該合計額がその基準日現在において当該教育職員が受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(以下この項において「扶養手当等月額」という。)を超える場合にあっては、当該扶養手当等月額)を除いた額</p>
<p>令和10年6月又は同年12月に支給する勤勉手当</p>	<p>及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額から、22,000円及び22,000円にその基準日現在において第16条において準用する市給与条例第22条第1項の規定により当該教育職員に適用される地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額(当該合計額がその基準日現在において当該教育職員が受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(以下この項において「扶養手当等月額」という。)を超える場合にあっては、当該扶養手当等月額)を除いた額</p>